

## 第7次別海町総合計画策定 審議会からの答申について



2月6日に総合計画策定審議会（橋本 淳一 会長）から町長へ総合計画（原案）についての答申がありました。

総合計画策定審議会では、1月に町長から諮問を受け、今後のまちづくりの指針となる将来像を示す、新たな総合計画策定に向けて、慎重な審議を重ねていただきました。

答申では、本町を取り巻く社会情勢や財政状況などを十分に踏まえ、優先度を見極めた事業実施や、具体的な取り組みを分かりやすく提示した計画を推進するよう要望がありました。

問合せ／企画振興担当（内線2213）

## 税務課から



縦覧制度とは、自分の資産の評価額が適正であるか客観的に判断するため、他の資産の評価額と比較できるように、土地と家屋の固定資産価格の帳簿をご覧いただく制度です。

なお、縦覧には、地番の指定が必要です。

- 縦覧できる内容 【土地】 地目、地積、評価額など  
【家屋】 建築年、床面積、評価額など
- 縦覧できる人 固定資産税の納税者、委任を受けた代理人、固定資産の共有者です。  
なお、縦覧には運転免許証などの本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状が必要です。
- 縦覧期間 4月1日(月)から7月1日(月) ※土曜日、日曜日、祝日を除く
- 縦覧の代金 無料です。なお、縦覧期間中は自分の資産の閲覧も無料です。
- 縦覧場所 役場税務課窓口、各支所
- 価格に不服のある場合 縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

問合せ/課税担当（内線1111・1114）

## 国民健康保険税の納め忘れはありませんか

平成30年度の国民健康保険税については、2月28日で全ての納期が終了しました。いま一度納め忘れがないかご確認いただき「納付したか分からない」「納付書を紛失してしまった」「事情があってすぐに納付ができない」などの場合は下記担当までご連絡ください。

また、平成30年度分の町税滞納者に対して、4月中旬に町税催告書を送付します。納め忘れや諸々の事情があるかと思いますが、速やかに納付できない場合は必ずご相談ください。納税や相談が無い場合は滞納処分が執行されます。

### 本年度の債権調査 差押件数

- 債権の調査1,027件
- 債権の差押 49件  
(平成31年1月末時点)

**納税には納め忘れのない口座振替をお勧めします**

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）

**軽自動車税に係る  
届出について**  
**廃車の手続きなどは  
お済みですか**

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪小型自動車)を所有している方に納めていただく税金です。

自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度がありませんので、4月1日現在に所有している方だけに課税されます。4月2日以降に軽自動車等を所有した場合、その年度は課税されませんが、**4月2日以降に廃車等**をしてもその年度の税金は全額納めていただくことになります。

今後使用予定が無い車を持っている方、または廃棄、譲渡、紛失等の事情で所有する軽自動車等がお手元に無い方で手続きが未了の場合は、来年度以降も課税されることになりますので、廃車等の手続きを済ませてください。

なお、軽自動車等の手続きについては、車種ごとに届出先が異なりますのでご注意ください。

**1 原動機付自転車(125cc以下) および小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)**

**■手続きに必要なもの**

廃車する場合

- ①標識(ナンバープレート) ②標識交付証明書 ③印鑑

譲渡する場合

- ①新・旧所有者の印鑑 ②旧所有者の標識交付証明書
- ③標識番号を変更する場合は標識

※標識等がない場合は、届出先へお問い合わせください。

**■届出先**

税務課窓口 TEL75-2111(内線1111・1112)

西春別支所 TEL77-2131 尾岱沼支所 TEL86-2166

**2 軽自動車(250cc以下の軽二輪、660cc以下の軽四輪)**

**■手続きに必要なもの** 届出先にご確認ください

**■届出先**

釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号  
TEL0154-51-0745

**3 二輪小型自動車(250ccを超えるもの)**

**■手続きに必要なもの** 届出先にご確認ください

**■届出先**

釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号  
TEL050-5540-2005

問合せ/課税担当(内線1112)

**自動車税の  
住所変更を  
お忘れなく**

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

平成31年度の自動車税納税通知書を実際にお届けするために、3月中に各種手続きをお願いします。

**■運輸支局で登録手続きが必要な場合**

- ・住所が変わったとき(変更登録) ・自動車を買ったとき(移転登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

**■変更登録が間に合わない場合**

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

札幌道税事務所自動車税部 TEL 011-746-1197

道税ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

**暖房器具の  
取り扱いに注意**

3月に入り寒さも緩んできましたが、まだ暖房器具を使用するご家庭が多いと思います。暖房器具は誤った方法で使用すると火災発生の原因となりますので、いま一度、火の元の確認、点検をお願いします。

**【火災を未然に防ぐポイント】**

- ・布団、カーテン等の燃えやすい物のそばで、暖房器具を使用しない。
- ・暖房器具の上や周囲に洗濯物を吊るさない。
- ・外出時、就寝時にはできるだけ暖房器具の電源を切る。
- ・まきや石炭ストーブは、煙突内にすすやタールが溜まるので定期的に清掃する。
- ・故障した器具や配線の修理は自分で行わず専門業者に依頼する。



**酪農家の方へ**

冬期間に子牛の暖房としてハッチ等に設置している作業用投光器やヒーターが落下して、敷きわらが燃えて発生する火災が過去に何度も起きています。

ヒーターが落下しないように、確実に固定するなど、十分に注意してください。

また、牛舎内はホコリが溜まりやすく、湿気も多いため電気器具やコンセント類から出火しやすい環境です。定期的に点検や清掃を実施するようお願いいたします。

問合せ/予防課 TEL 75-2200